

市川市公益通報者保護法を踏まえた外部の労働者等からの通報に
関する事務取扱要領

市川市外部からの公益通報者保護に関する事務取扱要領（平成21年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨等）

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）を踏まえた外部の労働者等からの通報（以下「外部の労働者等からの通報」という。）があった場合における事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領は、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成29年7月31日付け消制度第132号消費者庁長官通知別添。以下「ガイドライン」という。）

2.(1)②により作成されることとされている内部規程とする。

（通報窓口等）

第2条 ガイドライン2.(2)①に定める通報窓口及び相談窓口は、総務部法務課に設置する。

2 ガイドライン2.(1)①に定める責任者は、総務部法務課長とする。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底に関し遵守すべき事項）

第3条 ガイドライン2.(4)③に定めるあらかじめ取り決める遵守すべき事項は、次に掲げる法令等で定める事項とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（第34条第1項に限る。）

(2) 市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）

(3) 市川市個人情報保護条例施行規則（昭和62年規則第12号）

(4) 市川市電子計算組織に係るデータの保護に関する規程（昭和60年訓令第1号）

(5) 市川市情報セキュリティに関する規程（平成14年訓令第7号）

(6) 市川市電子情報の取扱いに関する規程（平成18年訓令第6号）

（補則）

第4条 前各条に定めるもののほか、外部の労働者等からの通報があった場合

における事務の取扱いについては、ガイドラインの定めるところによる。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。